

平成31年有田市議会3月定例会

議事日程（第4号）

平成31年3月22日 午前10時開議

- | | | |
|-------|-----------------------|--------------------------------|
| 日程 1 | 議案第2号 | 有田市心身障害児手当金条例の一部を改正する条例 |
| 日程 2 | 議案第3号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 3 | 議案第4号 | 有田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程 4 | 議案第5号 | 有田市森林環境譲与税活用基金条例 |
| 日程 5 | 議案第6号 | 不動産の買入れについて |
| 日程 6 | 議案第9号 | 平成31年度有田市一般会計予算 |
| 日程 7 | 議案第10号 | 平成31年度有田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程 8 | 議案第11号 | 平成31年度有田市初島財産区特別会計予算 |
| 日程 9 | 議案第12号 | 平成31年度有田市漁業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程 10 | 議案第13号 | 平成31年度有田市介護保険特別会計予算 |
| 日程 11 | 議案第14号 | 平成31年度有田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程 12 | 議案第15号 | 平成31年度有田市上水道事業会計予算 |
| 日程 13 | 議案第16号 | 平成31年度有田市立病院事業会計予算 |
| 日程 14 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程 15 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程 16 | 諮問第3号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程 17 | 諮問第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程 18 | 各委員会の閉会中の継続審査及び調査について | |

会議に付した事件

- | | | |
|-------|-----------------------|---------------------------|
| 日程 1 | 議案第2号 | 有田市心身障害児手当金条例の一部を改正する条例から |
| 日程 18 | 各委員会の閉会中の継続審査及び調査について | まで |

出席議員 13名

1番	一ノ瀬 敦子	2番	池田 敦城
4番	岡田 行弘	6番	児嶋 清秋
7番	万賀 幸雄	8番	中谷 桂三
9番	辻本 意典	10番	堀川 明治
11番	生駒 三雄	12番	宇野 博治
13番	福永 広次	14番	西口 正助
15番	浜口 元司		

欠席議員 0名

議事説明員

市長	望月 良男	副市長	田代 利彦
教育長	田中 政彦	経営管理部長	嶋田 博之
経営管理部参事	喜多 俊充	市民福祉部長	宮崎 三穂子
経済建設部長	河野 孝司	経済建設部理事	成田 裕幸
水道事務所長	桑原 幸男	教育次長	谷輪 吉伸
消防長	山本 崇	病院事務長	神保 佳紀
経営企画課長	大松 満至	防災安全課長	上田 敏寛
総務課長	御前一晃	市民課長	馬倉 三喜
生活環境課長	江川 敦夫	健康課長	山崎 希恵
高齢介護課長	若松 伸行	総合行政委員会事務局長	大谷 せつ子
産業振興課長	鎌田 利宏	有田みかん課長	大浦 秀和
建設課長	脇村 哲弘	地籍調査課長	栗山 京三
水道課長	北野 宏幸	会計管理者	森川 直子
教育総務課長	伊藤 正人	生涯学習課長	嶋田 実明
消防本部次長	田邊 隆義	医務課長	山下 剛

議会事務局職員

局長	田中 聡	次長	福永康 一
書記	大谷 真也		

午前10時00分 開議

○議長（万賀幸雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13人であり定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程1、議案第2号から日程13、議案第16号までの議案13件を一括議題とし、各委員長から審査の結果について、順次報告を願うことにいたします。

まず、総務建設委員会委員長浜口元司君。

○総務建設委員会副委員長（浜口元司君） 総務建設委員会から報告いたします。

去る3月7日の本会議において、当委員会に付託されました案件について3月11日当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第4号及び議案第5号につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第6号につきましては、土地の鑑定の手法や用地交渉における優先順位に対する疑義等により、否決すべきものと決しました。

なお、議案第5号、有田市森林環境譲与税活用基金条例につきましては、木材利用の促進や普及啓発等の財源に充てられるとのことでありますが、各種団体が木材使用する場合において、その財源に充てるのが可能かどうか調査していただきたいとの意見がありました。

また、議案第6号、不動産の買入れについてに関連して、用地交渉における職員の折衝能力により一層の向上を図っていただきたいとの意見とともに、今後の事業に当たっては絶対に借地とすることのないようお願いしたいとの意見がありました。

以上のことを申し添え、総務建設委員会からの報告を終わります。

○議長（万賀幸雄君） 委員長の報告は終わりました。

委員長に対する質疑を認めます。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 御質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員会委員長一ノ瀬敦子さん。

○文教厚生委員会委員長（一ノ瀬敦子君） 文教厚生委員会から報告いたします。

当委員会に付託されました案件について、3月11日午後1時から当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第2号、有田市心身障害児手当金条例の一部を改正する条例及び議案第3号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会からの報告を終わります。

○議長（万賀幸雄君） 委員長の報告は終わりました。

委員長に対する質疑を認めます。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 御質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

次に、予算決算委員会委員長池田敦城君。

○予算決算委員会委員長（池田敦城君） 予算決算委員会から報告いたします。

去る3月7日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、3月12日、13日及び14日の3日間にわたり、全委員並びに当局の出席を求め、委員会を開催いたしました。

慎重審査の結果、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号及び議案第16号につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、多岐にわたり質疑応答がなされたところでございますが、当委員会は議長を除く全議員で構成されております。よって、内容については十分御承知のことと存じますが、途中、欠席者もいたため、審査における主な意見を改めて申し上げます。

まず、議案第9号、平成31年度有田市一般会計予算、歳出の部、第3款民生費、第2項、第1目児童福祉総務費において、保育所適正配置検討委員会の設置に当たっては若い世代をメンバーに加えることはもちろんのこと、これから入所される方々の意見が十分に反映されるようしっかりと協議していくとともに、市民に対して十分な説明を尽くすなど、その運営については丁寧な進め方をしていただきたい。

また、学童保育事業については利用者が増加傾向にあることから、今後も事業の推進をお願いしたいとの意見がありました。

次に、同じく第3款、第3項、第2目扶助費における生活保護扶助事業について、事業の実施に当たっては十分な精査のもと行われていることと思われるが、今後より一層の精査とともに就労指導及び自立支援にも積極的に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、第4款衛生費、第2項、第2目ごみ処理費について、ごみ処理には金銭面だけでなく環境面においても大きな負担が発生する。ごみの減量化推進には再資源化が有効であり、資源ごみの回収料をアップさせるためにも資源ごみ回収に携わられている各種団体に対し、奨励金の増額を行うなどより一層の協力が得られるよう努めていただきたいとの意見がありました。

次に、第6款商工水産費、第1項、第3目観光費について、他の自治体と同じようなことをしていても成果が見込めず、何か突出したものがないと難しいと思われる。もっと独創的な目玉となるようなものを考えていただきたい。

また、ウ飼いが中止になり久しいにも関わらず、ウ飼いの看板が残されたままであり、観光客に誤解を与える恐れもあることから新たに蚊取り線香発祥の地などの看板に改修できないかとの意見がありました。

次に、同じく第6款、第2項水産業費に関連して、漁業従事者の収入アップにつなげる施策の一環として、産直市場が建設されるとのことであるが、事業主である漁業協同組合に対して、行政からもしっかりと指導していくとともに、十分協議をしながら進めていただきたいとの意見がありました。

次に、第7款土木費、第4項、第3目公園費における都市公園整備事業について、用地

の購入に当たっては、その手法及び優先順位など十分に吟味されことに当たられるよう、また購入できないからといって安易に設計変更などをすることのないようにしていただくことはもちろんのこと、常にさきを見据え汗をかき、準備をしていく必要があるのではないかと意見がありました。

次に、同じく第7款、第8項、第2目住宅新築資金等貸付事業費について、今後、債権者に対して抵当権の行使や返済額の増額を進めていくとのことであるが、1日も早い債権の回収を目指し、積極的に取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、第8款消防費におけるドローンの運用について、防災の観点からも必要数を分団に配備するなど、市内全域をカバーできるよう考えていただきたいとの意見がありました。

次に、第9款教育費、第1項、第2目教育指導費におけるスクールソーシャルワーカーの運用については、機能性をもった活動ができるように工夫していただくとともに、いじめ問題等をなくすためにもより一層子供たちのことを見守るよう努めていただきたいとの意見がありました。

次に、同じく第9款、第4項、第1目社会教育総務費における子供の居場所づくり事業に関しては、実施されている地域とそうでない地域があるが、子供たちに不公平感を与えないような取り組みを期待するとの意見がありました。

次に、同じく第9款、第4項、第4目文化振興費に関連して、岩室城跡や椒古墳などは重要な文化財であり、文化振興のみならず有田市のメインとなる可能性を秘めたものであると思われる。今一度、積極的な史跡の調査に取り組まれるようお願いしたいとの意見がありました。

次に、第9款教育費における借地料について、借地を長期継続していくことは購入価格の何倍もの費用を支払い続けることであり、購入するほうが安上がりであるということは誰もが理解されていることだと思われる。借地の購入を本気で考えられるとともに、早速、交渉にあられるなど、真剣に取り組んでいただくことはもちろんのこと、今後は借地料の値引き交渉なども考慮され、前年度よりも1円でも安い借地料で当初予算に計上されるよう努力していただきたいとの意見がありました。

次に、議案第16号、平成31年度有田市立病院事業会計予算に関して、市からの繰出金により単年度で見れば黒字であり、例年通りの予算を組んでいるように思われる。もっと明確な予算となるように取り組んでいただくとともに、条項により定められている内容については、今一度、十分に協議され、定めた条項については必ず守るようにしていただきたいとの意見がありました。

以上、審査の主な概要を申し添え、予算決算委員会からの報告といたします。

○議長（万賀幸雄君） 委員長の報告は終わりました。

以上をもって、各委員長の報告は終わりました。

これより討論に入ります。

議案第6号について、討論の通告がありますので、発言を許すことにいたします。4番 岡田行弘君。

〔4番 岡田行弘君 登壇〕

○4番（岡田行弘君） 今議会に提出されております議案第6号、不動産の買入れについ

て反対の立場から討論いたします。

議案第6号の目的は、今後予定されている運動型都市公園ビッグスマイルプロジェクトを整備しようとするものであろうかと存じます。私はこのプロジェクト自体を否定、反対しようとしているものではないことを、まず御理解いただきたく存じます。

ではなぜ、何が反対なのか説明いたします。まず、総合的に判断し6号議案提出に対して明確で丁寧な説明がなされていないということ。

では、詳細に申し上げます。まず、建設予定地買収の中に、未だ交渉もされていない手つかずの空白部分、つまり未買収用地があること。次に、随意契約による不動産鑑定士による鑑定価格が適切なのかどうか。次に、委員会等での当局の答弁内容に違和感を持ったこと等々、議決権を行使せねばならない我々議員一人一人が慎重審査に至るまでの内容と説明ではなく、納得、理解を得るには程遠いものでありました。

また、不安要素も実に多く見受けられ、例えば未買収用地の所有者との交渉において大幅に長引くことにより、これからの計画変更が余儀なくされる可能性、さらには用地買収の用地価格の高騰や場合によっては売買契約がなされず、最終的には借地契約になることにより、将来、有田市の負担になることも予想せねばなりません。

では、別の意味でも、今回のこの場所そのものが建設地として安全なのか、また適正地なのかさえも疑問に感じているところでもあります。ただただ交付金ありきで1日でも早く進めようとする安易な行動が感じ取れたわけでもあります。我々議員は、有田市全有権者の皆様から負託をいただき、提出議案に対し、慎重に審査をし賛否を行うことが議員として、また議会としての重要な責務であります。その責任の重さと立場において、今回、議案6号に対し反対の意を唱えさせていただきました。

議員各位におかれましては、何とぞ御理解と御賛同を賜りますようお願い申し上げます。反対討論といたします。

○議長（万賀幸雄君） 以上で、4番岡田行弘君の反対討論は終わりました。

以上で、通告による討論は終わりました。

次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 賛成討論なしと認めます。

ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 反対討論なしと認めます。

これにて議案第6号に対する討論を終結いたします。

ほかの議案に対して討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより各案件の審議に入ります。

まず、日程1、議案第2号であります。

これより議案第2号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（万賀幸雄君） 全員起立であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程2、議案第3号であります。

これより議案第3号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（万賀幸雄君） 全員起立であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程3、議案第4号であります。

これより議案第4号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（万賀幸雄君） 全員起立であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程4、議案第5号であります。

これより議案第5号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（万賀幸雄君） 全員起立であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程5、議案第6号であります。

これより議案第6号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案否決でありますので、原案について採決いたします。

原案に可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（万賀幸雄君） 起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程6、議案第9号であります。

これより議案第9号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（万賀幸雄君） 全員起立であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決さ

れました。

次に、日程7、議案第10号であります。

これより議案第10号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（万賀幸雄君） 全員起立であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程8、議案第11号であります。

これより議案第11号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（万賀幸雄君） 全員起立であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程9、議案第12号であります。

これより議案第12号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（万賀幸雄君） 全員起立であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程10、議案第13号であります。

これより議案第13号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（万賀幸雄君） 全員起立であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、日程11、議案第14号であります。

これより議案第14号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（万賀幸雄君） 全員起立であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程12、議案第15号であります。

これより議案第15号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（万賀幸雄君） 全員起立であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程13、議案第16号であります。

これより議案第16号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（万賀幸雄君） 全員起立であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、日程14、諮問第1号から日程17、諮問第4号までの諮問4件を一括議題とし、これより各案件の審議に入ります。

まず、日程14、諮問第1号であります。

これより諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号については御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は異議なしと決しました。

次に、日程15、諮問第2号であります。

これより諮問第2号を採決いたします。

諮問第2号については御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号は異議なしと決しました。

次に、日程16、諮問第3号であります。

これより諮問第3号を採決いたします。

諮問第3号については御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第3号は異議なしと決しました。

次に、日程17、諮問第4号であります。

これより諮問第4号を採決いたします。

諮問第4号については御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第4号は異議なしと決しました。

次に、日程18、各委員会の閉会中の継続審査及び調査についてであります。

各委員会委員長から会議規則第111条の規定により、お手元へ配付の申出書のとおり、そ

れぞれ閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。各委員会委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会委員長の申し出のとおりそれぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま、議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（万賀幸雄君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

次に、この度、本年度末をもって退職されます水道事務所長、桑原幸男君、消防長、山本崇君ほか16名の方々に対しましては、高いところからではございますが、一言感謝と御礼の言葉を述べさせていただきたいと思います。

皆様方には本当に長い間、有田市職員として市民の福祉向上のため貢献され、率先して本市行政の発展に御尽力いただきましたこと、まことにありがとうございます。今後は、皆様方のあとを継いで任に当たる後輩諸君に対し、末永く御指導いただくとともに市政発展に対しまして格段の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりにになりましたが、これまでの行政経験を生かし、新たな分野でまた地域社会の中核となって御活躍いただきますよう御期待申し上げ、重ねて皆様方の御健勝と御多幸を喜念いたしまして送別の言葉といたします。どうも御苦勞さまでございました。（拍手）

これにて今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって、会議規則第8条の規定により、本日の会議を閉じ、平成31年有田市議会3月定例会を閉会いたします。

午前10時28分 閉会